

官報

号外

昭和二十九年五月三十一日

昭和二十九年五月三十一日
第三十三號臨時官報

○第十九回 衆議院會議録第五十九号

昭和二十九年五月三十一日(月曜日)

議事日程 第五十六号

午前十時開議

第一 会期延長の件

第二 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(村瀬宣親君外十六名提出)

第三 精神衛生法の一部を改正する法律案(青柳一郎君外十二名提出)

第四 覚せい剤取締法の一部を改正する法律案(参議院提出)

第五 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(吉米地英俊君外二十五名提出)

第六 公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第七 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 砂利採取法(大西順夫君外十四名提出)

第九 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案(芳賀賢君外四十四名提出)

○本日の會議に付した事件

日程第一 会期延長の件

中小企業の危機打開に關する決議案(大西順夫君外二十三名提出)

昭和二十九年五月三十一日 衆議院會議録第五十九号 会期延長の件

自転車競技法等の臨時特例に關する法律案(本院提出、参議院回付)

臨時治安需給安定法案(第十六回国会内閣提出、参議院回付)

日本国に關する國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に關する法律案(内閣提出、参議院回付)

企業資本充實のための資産再評価等の特別措置法案(内閣提出、参議院回付)

憲政功勞年金法案(議院運営委員長提出)

日程第二 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(村瀬宣親君外十六名提出)

日程第三 精神衛生法の一部を改正する法律案(青柳一郎君外十二名提出)

日程第四 覚せい剤取締法の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第五 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(吉米地英俊君外二十五名提出)

日程第六 公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第七 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午前十一時三十五分開議

○議長(堤隆次郎君) これより會議を開きます。

第一 会期延長の件

○議長(堤隆次郎君) 日程第一、会期延長の件につきお諮りいたします。今国会の会期は本日をもつて終了することになつておりますが、明六月一日より三日まで三日間會期を延長いたしたいと思ひます。

本件につき討論の通告があります。

順次これを許します。青野武一君。

〔青野武一君登壇〕

○青野武一君 ただいま議題となりました国会会期の第三回目のいわゆる再延長に對して、私は日本社会党を代表して絶対反対の意思表示をするものであります。(拍手)

れ、手元へ配付されました第十九国会の予定法律案は全部で百九十九件であります。十二月十日に国会が召集せられて、五月の八日で国会法第十條に規定せられております百五十日は終るものであります。五月八日まで、計算をいたしてみますと、百九十九件の政府の予定法律案が提出せられ、わすかに百件が審議終了されたのでございまして、ほとんど半分近いものの審議が遂々として進んでおりますのは、新しく保守新党の運動が起

り、あるいは幾多の汚職、疑獄事件が頻発して、関係しておる議員諸君その他の諸君は、右往左往、国会の審議を留守にして飛び歩いておつた結果であります。(拍手)

政府が確信を持つて出したものは、少くとも百五十日以内にこれを決定、終了すべきである。きのうの議運におきまして、提案議院議長は、繰返し、国会の会期延長は実に遺憾なことであると云われた。二週間の延期、さらに九日の延期、そしてまた六月三日まで國會を再々延長するということは、一体政府及び自由党の与党の諸君はどこにねらいを持つておるかと思ひます。と、あなた方が常に言つておる重要法案は、すでに秘密保護法案は衆議院を通過いたしました。教育二法案しかり、残されておりますのは、防衛二法案と、警察法案と、それに定員法改正案の三つであります。こういう重要法案が通過する前に与党の幹事長が逮捕せられたのは、この重要法案の通過の上に大きな支障を来すからといつて、前代未聞の、検察庁法第十四條に基いて指揮権を發動するなどという、ほとんど前例のない暴逆な態度を大義前法務大臣はとられたのであります。(拍手)

〔拍手〕そうして、二週間の延長、九日の延長、最後にまた三日間の延長をして、しやにむに、圧倒的國民の反対があるにもかかわらず、防衛二法案と定員法改正案並びに警察法案をあくまで改悪して國會を通そうとするところに、アメリカカ一辺倒の露骨な再軍備の精神が暴露されております。(拍手)

私は、与党の諸君や吉田内閣の議會運営の拙劣無知、それによつてたびたび國會の会期が延長することに對し

ては、斯くて承服することができません。これは一にかかつて、政府の責任であり、与党自由党の責任であるというところを、私はこの際はつきり申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

また、神経痛が痛んで國會に出席ができないなどという口実をつけて、吉田総理大臣は一個月以上も國會に出て来ない。國民の大半は、神経痛で國會に欠席しておるなどということを用ひしておる者はおられません。吉田内閣不信任案のときに、総理大臣は、みずから、自分の座席にステッキを置いて、いそいそと議席に歸つて投票をしたこの一事を見ても明瞭である。私は、吉田総理がみずから耐乏生活を國民に要求し

ておるがごときことは、それはどう沼の中に飛び込んで、れんこん畑に飛び込んで衛生を説くようなものであつて、実に笑止千万だと言わざるを得ません。しかも、次に自分の所属する政党的有力幹部あるいは議員諸君に對し検察庁の逮捕要求があるにもかかわらず、これを多数の暴力をたのんで拒否するがごとき態度は、厚顔無恥、また政権亡者のレコード破りと言わざるを得ません。(拍手)このような態度をとつて外國に行くなどということとは、吉田総理一人の恥さらしではございせん。國民全体の大きな不名誉であるといふことを私たちは指摘したいのであります。(拍手)

また、防衛法案にしても、定員法改正案の問題にしても、警察法案にしても、すべてはアメリカ一辺倒による再軍備の方向に日本を持つて行こうとする陰謀にはかならない。私は、おそろきようが最後の國會であるとす

ては、斯くて承服することができません。これは一にかかつて、政府の責任であり、与党自由党の責任であるというところを、私はこの際はつきり申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

また、神経痛が痛んで國會に出席ができないなどという口実をつけて、吉田総理大臣は一個月以上も國會に出て来ない。國民の大半は、神経痛で國會に欠席しておるなどということを用ひしておる者はおられません。吉田内閣不信任案のときに、総理大臣は、みずから、自分の座席にステッキを置いて、いそいそと議席に歸つて投票をしたこの一事を見ても明瞭である。私は、吉田総理がみずから耐乏生活を國民に要求し

ておるがごときことは、それはどう沼の中に飛び込んで、れんこん畑に飛び込んで衛生を説くようなものであつて、実に笑止千万だと言わざるを得ません。しかも、次に自分の所属する政党的有力幹部あるいは議員諸君に對し検察庁の逮捕要求があるにもかかわらず、これを多数の暴力をたのんで拒否するがごとき態度は、厚顔無恥、また政権亡者のレコード破りと言わざるを得ません。(拍手)このような態度をとつて外國に行くなどということとは、吉田総理一人の恥さらしではございせん。國民全体の大きな不名誉であるといふことを私たちは指摘したいのであります。(拍手)

また、防衛法案にしても、定員法改正案の問題にしても、警察法案にしても、すべてはアメリカ一辺倒による再軍備の方向に日本を持つて行こうとする陰謀にはかならない。私は、おそろきようが最後の國會であるとす

ては、斯くて承服することができません。これは一にかかつて、政府の責任であり、与党自由党の責任であるというところを、私はこの際はつきり申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

また、神経痛が痛んで國會に出席ができないなどという口実をつけて、吉田総理大臣は一個月以上も國會に出て来ない。國民の大半は、神経痛で國會に欠席しておるなどということを用ひしておる者はおられません。吉田内閣不信任案のときに、総理大臣は、みずから、自分の座席にステッキを置いて、いそいそと議席に歸つて投票をしたこの一事を見ても明瞭である。私は、吉田総理がみずから耐乏生活を國民に要求し

ておるがごときことは、それはどう沼の中に飛び込んで、れんこん畑に飛び込んで衛生を説くようなものであつて、実に笑止千万だと言わざるを得ません。しかも、次に自分の所属する政党的有力幹部あるいは議員諸君に對し検察庁の逮捕要求があるにもかかわらず、これを多数の暴力をたのんで拒否するがごとき態度は、厚顔無恥、また政権亡者のレコード破りと言わざるを得ません。(拍手)このような態度をとつて外國に行くなどということとは、吉田総理一人の恥さらしではございせん。國民全体の大きな不名誉であるといふことを私たちは指摘したいのであります。(拍手)

また、防衛法案にしても、定員法改正案の問題にしても、警察法案にしても、すべてはアメリカ一辺倒による再軍備の方向に日本を持つて行こうとする陰謀にはかならない。私は、おそろきようが最後の國會であるとす

ては、斯くて承服することができません。これは一にかかつて、政府の責任であり、与党自由党の責任であるというところを、私はこの際はつきり申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

また、神経痛が痛んで國會に出席ができないなどという口実をつけて、吉田総理大臣は一個月以上も國會に出て来ない。國民の大半は、神経痛で國會に欠席しておるなどということを用ひしておる者はおられません。吉田内閣不信任案のときに、総理大臣は、みずから、自分の座席にステッキを置いて、いそいそと議席に歸つて投票をしたこの一事を見ても明瞭である。私は、吉田総理がみずから耐乏生活を國民に要求し

ておるがごときことは、それはどう沼の中に飛び込んで、れんこん畑に飛び込んで衛生を説くようなものであつて、実に笑止千万だと言わざるを得ません。しかも、次に自分の所属する政党的有力幹部あるいは議員諸君に對し検察庁の逮捕要求があるにもかかわらず、これを多数の暴力をたのんで拒否するがごとき態度は、厚顔無恥、また政権亡者のレコード破りと言わざるを得ません。(拍手)このような態度をとつて外國に行くなどということとは、吉田総理一人の恥さらしではございせん。國民全体の大きな不名誉であるといふことを私たちは指摘したいのであります。(拍手)

また、防衛法案にしても、定員法改正案の問題にしても、警察法案にしても、すべてはアメリカ一辺倒による再軍備の方向に日本を持つて行こうとする陰謀にはかならない。私は、おそろきようが最後の國會であるとす

ては、斯くて承服することができません。これは一にかかつて、政府の責任であり、与党自由党の責任であるというところを、私はこの際はつきり申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

また、神経痛が痛んで國會に出席ができないなどという口実をつけて、吉田総理大臣は一個月以上も國會に出て来ない。國民の大半は、神経痛で國會に欠席しておるなどということを用ひしておる者はおられません。吉田内閣不信任案のときに、総理大臣は、みずから、自分の座席にステッキを置いて、いそいそと議席に歸つて投票をしたこの一事を見ても明瞭である。私は、吉田総理がみずから耐乏生活を國民に要求し

ておるがごときことは、それはどう沼の中に飛び込んで、れんこん畑に飛び込んで衛生を説くようなものであつて、実に笑止千万だと言わざるを得ません。しかも、次に自分の所属する政党的有力幹部あるいは議員諸君に對し検察庁の逮捕要求があるにもかかわらず、これを多数の暴力をたのんで拒否するがごとき態度は、厚顔無恥、また政権亡者のレコード破りと言わざるを得ません。(拍手)このような態度をとつて外國に行くなどということとは、吉田総理一人の恥さらしではございせん。國民全体の大きな不名誉であるといふことを私たちは指摘したいのであります。(拍手)

また、防衛法案にしても、定員法改正案の問題にしても、警察法案にしても、すべてはアメリカ一辺倒による再軍備の方向に日本を持つて行こうとする陰謀にはかならない。私は、おそろきようが最後の國會であるとす

ては、斯くて承服することができません。これは一にかかつて、政府の責任であり、与党自由党の責任であるというところを、私はこの際はつきり申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

また、神経痛が痛んで國會に出席ができないなどという口実をつけて、吉田総理大臣は一個月以上も國會に出て来ない。國民の大半は、神経痛で國會に欠席しておるなどということを用ひしておる者はおられません。吉田内閣不信任案のときに、総理大臣は、みずから、自分の座席にステッキを置いて、いそいそと議席に歸つて投票をしたこの一事を見ても明瞭である。私は、吉田総理がみずから耐乏生活を國民に要求し

ておるがごときことは、それはどう沼の中に飛び込んで、れんこん畑に飛び込んで衛生を説くようなものであつて、実に笑止千万だと言わざるを得ません。しかも、次に自分の所属する政党的有力幹部あるいは議員諸君に對し検察庁の逮捕要求があるにもかかわらず、これを多数の暴力をたのんで拒否するがごとき態度は、厚顔無恥、また政権亡者のレコード破りと言わざるを得ません。(拍手)このような態度をとつて外國に行くなどということとは、吉田総理一人の恥さらしではございせん。國民全体の大きな不名誉であるといふことを私たちは指摘したいのであります。(拍手)

また、防衛法案にしても、定員法改正案の問題にしても、警察法案にしても、すべてはアメリカ一辺倒による再軍備の方向に日本を持つて行こうとする陰謀にはかならない。私は、おそろきようが最後の國會であるとす

昭和二十九年五月三十一日 衆議院会録第五十九号 会期延長の件

【中居英太郎君登壇】

○中居英太郎君 私は、国会の会期を三たび延長せんとしておられるの、ただいまの議題に對して、社会党を代表して反対の意思を表明せんとするものであります。(拍手)

その理由とするところは、先般来、二度にわたる会期延長に際しまして、すでに同僚が党の議員から討論において言ひ尽されておるところであります。そして、あえて私は再びこれを繰返そうとするものではないのであります。ただ一言申し上げておきたいことは、政府並びに与党の諸君が、会期延長の唯一絶対の理由として、その成立に血道を上げて懸命になつておられるところの、いわゆる重要法案なるものは、わが国と勤勞國民大衆にとりましては、この危険なまわりなところの、迷惑しごくな反動法案であるということであり、(拍手)MSA援助協定を主軸とするこれら一連の反動法案の成立によりまして、わが国の國際的立場はますます窮地に立たされざるを得なくなるのであります。國民経済は急速な勢いをもつて破局に迫り込まれておられるのであります。人間の基本的權利であり、民主主義の基調でもあるところの自由平等の原則さえも、今國民の手から剝奪されようとしておるのであります。(拍手)このような法案が、政府の意圖に反しまして、その成立に今日なおかつ犠牲を續けておられることは、これまた當然のことと言わなければならぬのであります。院内における野党勢力の反響は申すに及びません。院外における国民多数の良識が、この迫り来らんとおられるところの民族的危機に對して強力な抵抗を試みているこの輿論の力が、法案通過を阻止せしめておられるところの大きな原動力であるというこの事實を、政府と野党の諸君は知らなければならぬのであります。

しかも、再度延長せられました百七十三日間の会期を今靜かに顧みますならば、一体何のかんばせがあつて政府と野党の諸君は國民の前にまみえんとするものでありましょうか。吉田総理の議會輕蔑と独裁独善はますます消しに及びません。汚職、疑獄のみみ消しにその全精力を集中して、何ら法案成立のための努力をいたさなかつたということ、すでにこれまた天下周知の事實であるのであります。(拍手)しかも、吉田総理大臣は、國民怒喝の声を知らぬげに、数日のうちに外國を訪問するといふことがすでに決定しておられるのであります。その目的も明らかになることなく、また最高の意思決定機關である国会におけるこれに対する質問さえも拒否しておられながら、吉田総理大臣は、一体、だれに頼まれば、何の用件があつて、どこに行かうとしておられるのでありましょうか。

(拍手)出発の前日まで会期を延長してまでも成立せしめなければならぬ、皆さの言うところの重要法案なるものは、しよせん吉田外遊のアメリカへの手みやげ以外の何ものでもないといふことを、われわれは知つておるのであります。(拍手)

このようなことを要約しますに、第五次吉田内閣はすでに勢力的にも政策的にも政権担当者としての能力を失つておられる証左であると申し上げたいのであります。(拍手)もしも、政府と野党が、このような一切のものに目をお

いて、無謀にも会期の再々延長を多数の暴力をもつて通過せしむるといふたし、これによつて生ずるところの混亂の一切の責任はあけて政府と野党が負うべきであらうと思つております。(拍手)国会法の制定の趣旨をあえて曲げて重要法案と称するものを通過せしむる前に、吉田内閣は當然辭職をいたしまして、重要法案と称するものの制定の趣旨の賛否を國民に問うべき當然の義務があつたと思つております。(拍手)

以上私は申し上げまして、今回の会期再々延長に對する反対の討論にかゝる次第であります。(拍手)

○議長(橋本次郎君) これにて討論は終局いたしました。

会期延長の件につき採決いたしました。この採決は記名投票をもつて行います。会期を明六月一日から三日まで三日間延長するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉議。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(橋本次郎君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。開議。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(橋本次郎君) 投票の結果を事務局長より報告いたさせます。

〔事務局長朗読〕

投票総数 四百十二
可とする者(白票) 二百八十七
可とする者(青票) 百二十五
〔拍手〕

○議長(橋本次郎君) 右の結果、会期は三日間延長するに決しました。

〔参照〕

会期を明一日から六月三日まで三日間延長する可とする議員の氏名

相川 勝六君 逢澤 寛君
青木 正君 青柳 一郎君
赤城 宗徳君 秋山 利恭君
淺香 忠雄君 藤生太賀吉君
足立 篤郎君 天野 公義君
荒船清十郎君 有田 二郎君
安藤 正純君 伊藤 輝一君
飯塚 定純君 生田 宏一君
池田 清君 池田 勇人君
石井光次郎君 石田 博英君
大塚 健君 今村 忠助君
岩川 與助君 宇都宮徳助君
上原 興君 植木貞子郎君
内田 恒也君 内海 安吉君
江藤 夏雄君 遠藤 三郎君
小笠 公昭君 小川 平二君
小澤重喜君 尾崎 末吉君
尾関 義一君 越智 茂君
緒方 竹虎君 大西 司君
大久保武雄君 大橋 武夫君
大野 伴雄君 大平 正芳君
大橋 忠一君 岡田 五郎君
岡崎 勝男君 岡田 忠雄君
岡野 清義君 押谷 富三君
岡村利衛門君 加藤 宗平君
加藤 精三君 加藤 良作君
加藤 五郎君 川島正次郎君
金光 庸夫君 河原田孫吉君
川村善八郎君 木村 武雄君
菅家 喜六君 木村 文男君
木村 俊夫君 岸 信介君
菊池 義和君 北 吟吉君
岸田 正記君

六月一日から六月三日まで第三回目の会期延長をはかるがときは、これは議會政治を無視する一種の暴力行為であると言わざるを得ません。(拍手)私どもは断じてこれに承服することはできません。従つて、議運を通してわれわれは絶対反対の意思表示をして参りました。

われわれは、諸君の反省を求めると同時に、この第三回目の三日間の会期延長に對しましては、日本社会党を代表して絶対反対をするという意思表示を、簡単にさせていただきますが、ここに申し上げて、私の反対討論にかえます。(拍手)

○議長(橋本次郎君) 中居英太郎君。

昭和二十九年五月三十一日 衆議院會議録第五十九号 中小企業の危機打開に関する決議案

久野 忠治君 熊谷 憲一君
 小枝 忠雄君 黒金 泰典君
 小坂善太郎君 小平 久雄君
 小西 寅松君 小林 錦君
 小林 昭治君 小峯 柳多君
 佐々木盛雄君 佐藤 昌三君
 佐藤 榮作君 佐藤 虎次郎君
 佐藤 親弘君 坂田 英一君
 坂田 道太郎君 迫水 久常君
 坂田 伊平君 塩原時三郎君
 藤田 弘作君 島村 一郎君
 岸司 一郎君 首藤 新八君
 助川 良平君 鈴木 仙八君
 鈴木 善幸君 鈴木 正文君
 鈴木 三男君 関内 正一君
 関谷 勝利君 田口長治郎君
 田子 一民君 田嶋 好文君
 田中 伊三三君 田中 角榮君
 田中 好君 田中 義治君
 田中 龍夫君 田中 彰義君
 田嶋 光一君 高木 松吉君
 高田 弥市君 高橋 英吉君
 高橋 三郎君 高橋 等君
 竹尾 式君 武田信之助君
 武知 勇記君 玉置 信一君
 津島 國利君 塚田 二郎君
 塚原 俊郎君 辻 寛一君
 土倉 宗明君 網島 正興君
 坪川 信三君 寺島隆太郎君
 徳安 實藏君 苦菜地英俊君
 富田 健治君 中井 一夫君
 中川 源一郎君 中川 俊思君
 中村 清君 中村 幸八君
 中山 マサ君 永山 良吉君
 永田 亮一君 長野 長廣君
 瀧尾 弘吉君 夏堀源三郎君
 南條 徳男君 丹羽倫四郎君

西村 英一君 西村 直己君
 西村 久之君 根本龍太郎君
 野田 卯一君 羽田武嗣郎君
 野田 新一郎君 馬場 元治君
 橋本 義三郎君 橋本 龍伍君
 長谷川 峻君 花村 四郎君
 森田 幸雄君 濱地 文平君
 林 譲治君 林 信雄君
 原 健三郎君 原田 憲君
 平井 義一君 平野 三郎君
 福井 勇君 福田 越夫君
 福田 篤泰君 福田 一君
 福田 喜東君 福永 健司君
 藤枝 泉介君 船越 弘君
 船田 中君 降旗 徳弥君
 保利 茂君 坊 秀男君
 堀川 恭平君 本多 市郎君
 本岡 俊一君 前尾繁三郎君
 牧野 實泰君 益谷 秀次君
 増田 甲子君 松崎 豐吉君
 松岡 俊三君 松崎 朝治君
 松田 隆藏君 松永 佛背君
 松野 三三君 松山 義雄君
 三池 信君 三浦寅之助君
 三和 精一君 水田三喜男君
 南 好雄君 宮原幸三郎君
 村上 勇君 持永 義夫君
 森 清君 森 幸太郎君
 八木 一郎君 安井 大吉君
 保岡 武久君 山口久久一郎君
 山口 好一君 山口六郎次君
 山口 岩男君 山口 彌君
 山崎 猛君 山田 彌一君
 山中 貞則君 山本 勝市君
 山中 正一君 山本 友一君
 吉田 重延君 吉武 恵市君
 吉田 良夫君 吉 四郎君
 赤澤 正道君 有田 喜二君
 五十嵐吉蔵君 井出 大郎君

伊東 岩男君 稲葉 修君
 今井 耕君 白井 莊一君
 小井 介之助君 大森 唯男君
 高山 康君 岡田 勢一君
 岡部 得三君 加藤 高藏君
 金子與重郎君 神戶 眞君
 川崎 秀二君 喜多壯一郎君
 吉川 久爾君 楠木 省吾君
 小泉 純也君 小島 徹三君
 河野 金昇君 河本 敏夫君
 佐藤 芳男君 齋藤 憲三君
 櫻内 義雄君 笹本 一雄君
 志賀健次郎君 椎離 三郎君
 重光 葵君 白濱 仁吉君
 須磨彌吉郎君 鈴木 幹雄君
 岡田 直君 田中 久雄君
 高瀬 傳君 鈴木 龍一君
 竹山祐太郎君 館林三男君
 千葉 三郎君 中村三之丞君
 内藤 友明君 中島 茂吉君
 中嶋 太郎君 中竹根康弘君
 中野 四郎君 中村三郎君
 中村 庸一郎君 長谷川四郎君
 廣瀬 正雄君 福田 繁芳君
 古井 喜實君 古屋 菊男君
 本名 武君 町村 金五君
 松村 謙三君 三浦 一雄君
 三木 武夫君 村瀬 宣親君
 栗山 博君 柳原 三郎君
 山下 春江君 山手 満男君
 吉田 安君 早稲田五郎君
 辻 政信君 安藤 豊君
 只野直三郎君
 否とする議員の氏名
 阿部 五郎君 青野 武一君
 赤路 友蔵君 赤松 勇君
 尾 豊君 渡谷 悠蔵君
 井手 以誠君 井谷 正吉君
 伊藤 好道君 石村 英雄君

石山 權作君 小川 豊明君
 加賀田 進君 加藤 清二君
 片島 港君 上林興市郎君
 神近 市子君 木原津興志君
 北山 愛郎君 久保田鶴松君
 黒澤 幸一君 佐々木更三君
 佐藤 親次郎君 齊木 重一君
 櫻井 奎夫君 志村 茂治君
 柴田 義男君 島上清五郎君
 下川 義太郎君 鈴木 茂三郎君
 田中 鐵之進君 田中 稔男君
 多賀谷貞裕君 高津 正道君
 滝井 義高君 橋 敏次郎君
 辻原 弘市君 永井勝次郎君
 成田 知巳君 西村 力弥君
 野原 覺君 芳賀 貢君
 萩元たけ子君 長谷川 保君
 福比 易子君 古屋 貞雄君
 尾足 計君 穂積 七郎君
 細道 兼光君 正木 清君
 武原 正君 森 三樹二君
 八百板 正君 山口丈太郎君
 柳田 秀一君 山田 長司君
 山中 昌史君 山花 秀雄君
 山本 幸一君 廣路 龍雄君
 和田 博雄君 浅沼稻次郎君
 井伊 誠一君 井堀 繁雄君
 伊藤卯四郎君 池田 頼治君
 稻富 稔人君 今澄 勇君
 大石 三三君 大矢 十三君
 岡 良一君 加藤 勤十君
 加藤 謙造君 甲斐 政治君
 春日 一幸君 片山 哲君
 川島 金次君 川俣 清吉君
 河上丈太郎君 河保 郁君
 菊川 忠雄君 小平 忠君

小林 進君 河野 憲君
 佐竹 新市君 佐竹 晴郎君
 杉山元治郎君 鈴木 義男君
 田中幾三郎君 竹谷源太郎君
 長 正路君 辻 文雄君
 堤 ツルヨ君 戸叶 里子君
 土井 直作君 富吉 榮三君
 中井徳次郎君 中居英太郎君
 中崎 敏君 中澤 茂二君
 中村 時雄君 西尾 末廣君
 西村 榮一君 日野 吉夫君
 平岡忠次郎君 細野三千雄君
 前田榮之助君 松井 政吉君
 松前 重義君 三輪 壽雄君
 水谷長三郎君 門司 亮君
 矢尾三郎君 山口シヅ子君
 山下 榮二君 吉川 兼光君
 川上 真一君 小林 健一君
 中村 英男君 有田 八郎君
 原 健君

○議長(堤隆次郎君) この際暫時休憩いたします。
 午後零時七分休憩
 午後二時四十三分開議
 ○議長(堤隆次郎君) 休憩前に引続き会議を開きます。
 中小企業の危機打開に関する決議案
 案(大西順夫君外二十三名提出)
 (委員会審査中要求事項)
 ○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、大西順夫君外二十三名提出、中小企業の危機打開に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

昭和二十九年五月三十一日 衆議院會議録第五十九号 中小企業の危機打開に関する決議案

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

○議員(堀江正雄君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまし

た。

中小企業の危機打開に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨を明瞭にします。永井勝次郎君。

中小企業の危機打開に関する決議案

議

わが国物価の割高を是正し、国際収支の改善を計り、経済の正常化を促進するため、財政の緊縮と金融の引締を行うことは刻下の急務ではあるが、その過程においてわが国民経済の中軸を形成する中小企業が不当に圧迫を被り、ために労働者の失業、貸金等の遅延配を馴致し、経済の調整がそれらの犠牲において行われるがごとき事態は厳にこれを回避しなければならぬ。

すなわち、第一に、原料の不当な独占価格より中小企業者を救済し、輸出価格の高騰、ひいては二重価格による貿易不振の弊を打破するために、独占禁止法の運用及び輸入為替の適正を期さなければならぬ。

第二に、公正な市場秩序の維持をはかるため、協同組合化を通じて中小企業相互間における無用の競争を排除し、これが指導の徹底を期さなければならぬ。

右決議する。

「永井勝次郎君動議」

○永井勝次郎君 たいまじ上程に相なりました各派共同提案になる中小企業の危機打開に関する決議案について、提案者を代表して趣旨を明瞭にいたします。

わが国物価の対外的な割高を是正し、国際収支の改善を行い、経済の正常化を促進するため、財政の緊縮と金融の引締めを行うことは、現下のわが国に与えられた急務であります。このことは何人といえども否定し得ないところであらうと存するのであります。

しかしながら、健全財政、国際収支の改善、金融の引締め等から生ずるデフレ政策への不安が社会全体の上に大きな暗影を投じていることもまたないまぬい事実であります。これがため、わが国民経済の中軸をなす中小企業が不当に圧迫をこうむり、労働階級の失業、貸金等の遅延配を招来し、経済の基調がそれらの犠牲において行われるがごとき事態は、厳にこれを回避しなければならぬ。

すなわち、第一に、原料の不当な独占価格より中小企業者を救済し、輸出価格の高騰、ひいては二重価格による貿易不振の弊を打破するために、独占禁止法の運用及び輸入為替の適正を期さなければならぬ。

第二に、公正な市場秩序の維持をはかるため、協同組合化を通じて中小企業相互間における無用の競争を排除し、これが指導の徹底を期さなければならぬ。

第三に、大企業が行う不正取引や下請企業への不当支払い等の取締りを強化し、下請企業の協同組合化の勧奨誘致をしなければならぬ。

第四には、金融機関の中小企業向け融資を確保するため、大口集中融資の基準を明確にし、その検査を厳重にするとともに、進んで金融機関の中小企業への融資態勢を促進するため、法人税法上の貸倒れ準備金の損金算入限度を、中小企業向けに限り現行率より引上げる措置を講じなければならぬ。

第五に、財政資金による金融債引受に際しましては、中小企業向けに重点を置くとともに、政府指定預金の引揚げを金融情勢の見きあめのつくまで猶予するとともに、新規預託金の増加をはからなければならぬ。

第六に、財政投資計画の実行を積極的に推進し、その遅滞による関連中小企業の破綻を回避しなければならぬ。

第七に、中小企業者の有する不良債権については、税法上の貸倒れ認定基準を緩和するとともに、徴収技術の改善をはからなければならぬ。

第八には、原料の独占価格よりの解放のために、原料の共同購入、加工貿易方式等を徹底的に助ける措置を講じなければならぬ。

第九には、大企業は経済的地位とその影響力の重大性にかんがみ、経営者の責任を明確にする措置を講ぜなければならぬ。

以上が本決議案を提出しました理由でございます。

中小企業の危機打開に関する決議案

わが国物価の割高を是正し、国際収支の改善を計り、経済の正常化を促進するため、財政の緊縮と金融の引締を行うことは刻下の急務ではあるが、その過程においてわが国民経済の中軸を形成する中小企業が不当に圧迫を被り、ために労働者の失業、貸金等の遅延配を馴致し、経済の調整がそれらの犠牲において行われるがごとき事態は厳にこれを回避しなければならぬ。

すなわち、第一に、原料の不当な独占価格より中小企業者を救済し、輸出価格の高騰、ひいては二重価格による貿易不振の弊を打破するために、独占禁止法の運用及び輸入為替の適正を期さなければならぬ。

第二に、公正な市場秩序の維持をはかるため、協同組合化を通じて中小企業相互間における無用の競争を排除し、これが指導の徹底を期さなければならぬ。

第三に、大企業が行う不正取引や下請企業への不当支払い等の取締りを強化し、下請企業の協同組合化の勧奨誘致をしなければならぬ。

右決議する。

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議員(堀江正雄君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際通商産業大臣及び大蔵大臣から発言を求められております。これを許します。通商産業大臣愛知揆一君。

○國務大臣(愛知揆一君) たいまじ議決に相なりました中小企業の危機打開に関する御決議につきまして、政府といたしましては、御趣旨の存するところを十分に体し、さらに一段の

努力をいたす覚悟でございます。特に通商産業省といたしましては、加工貿易の推進によりまして原料高に悩む中小企業の苦難を打開し、または大企業の下請企業への不当な支払いの遅延、その他大企業の中小企業に対する不当な圧迫を排除いたしまして、そのための施策は、今後より一層強力に推進いたしたいと考えています。なお、大蔵大臣の御協力によりまして、政府指定預金の引揚げ延長その他につきましても十分の改善を期待することにしたいたいと考えます。

要するに、中小企業対策につきましては、この上も私といたしましては全力を傾倒いたして参りたい所存でございます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 大蔵大臣小笠原三九郎君。

○國務大臣(小笠原三九郎君) たいまじ御決議の趣旨は十分これを尊重いたしますが、ただ金融機関の中小企業に対する貸出しについて貸倒れ準備金の繰入れ率を引上げることにつきましては、私どもも中小企業向けの貸出しが一般企業向け貸出しに比較しまして貸倒れ率が高いことをよく承知いたしておりますので、中小企業金融の疏通をはかる意味で、この貸倒れ準備金の繰入れ限度を変更するよう早急に実現をはかるために、目下具体案を作成中であります。

その次に、金融引締め方策のことについてであります。現在におきまして国庫余裕金の新規預託を行っております。これは適当でないとは考えております。なお、現在商工中金、相互銀行及び信用金庫など、中小専門金融機関

- 3 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、保管団体からその業務の状況に関する報告を聴し、又はその職員に保管団体の職務所若しくは倉庫に立ち入らせ、その帳簿書類その他業務上の帳簿書類その他業務に関する物件を検査させることができる。
- 4 第二項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第十九条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
 - 一 第七条第二項の規定に違反し、隠蔽し、^{〇〇}又は消費した差違
 - 二 第十五条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者、
 - 三 第十五条第二項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附則

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して四月をこえない箇月内において政令で定める。
- 2 この法律は、昭和三十四年七月三十一日限り、その効力を失う。

但し、その時までにした行為に對する罰則の適用並びにその時までに保管団体が行つた肥料の買取、保管及び処分業務の結果第八条の規定により他の業務と区分して経理する会計に生じた欠損又は残余財産についての第九条又は附則第四項の規定の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 昭和二十八肥料年度においては、第三條第一項の需給計画は、同項の規定にかかわらず、政令で定める期日までに定めれば足りる。

4 附則第二項の規定によりこの法律が効力を失つた場合において、保管団体が第八條の規定により他の業務と区分して経理する会計に清算の結果残余財産があるときは、政府は、政令の定めるところにより、当該保管団体に対し当該残余財産の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずることができる。

5 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の二部を次のように改正する。

第八條第一項第六号中「肥料の生産に關すること」を「肥料の生産に關すること及び肥料の運搬に關すること」に改め、同条の次に次の一号を加える。

六の二 臨時肥料需給安定法(昭和二十九年法律第 号)に基く硫酸アンモニアその他重要肥料の生産業者及び輸入業者の販売価格の決定並びに生産費及び輸入価格の調査に關すること。

6 経済審議庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。
(附屬機關)
第十一條 左の表の上欄に掲げる機關は、本庁の附屬機關として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
審議會	内閣總理大臣の諮問に應じ、經濟に關する重要な政策、計劃等につき調査審議すること。
肥料審議會	關係各大臣の諮問に應じ、硫酸アンモニアその他重要肥料に關する重要事項につき調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む)に別段の規定がある場合を除く外、政令で定める。

○議長(堤康次郎君) 本案の參議院の修正に同意するに御異議ありませんか。
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて參議院の修正に同意するに決しました。

日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に關する法律案(内閣提出、參議院回付)

○議長(堤康次郎君) 日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に關する法律案の參議院回付案を議題といたします。

日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に關する法律案
右の貴院から送附された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十九年五月三十日
參議院議長 河井、彌八
衆議院議長 堤康次郎君

本議院の修正に對する
本文を附する修正に對する
本文を附する修正に對する

附則

1 この法律は、公布の日から起算して、次項の規定による改正後の日本国に駐留するアメリカ合衆國軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律は、日本国とアメリカ合衆國との間の安全保障条約の効力発生の日以降生じた損失について適用する。

2 日本国に駐留するアメリカ合衆國軍隊の行為による特別損失の補償に關する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
日本国に駐留するアメリカ合衆國軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律
第一条中「日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆國の陸軍、海軍又は空軍」を「日本国内及びその附近に配備された日本国に駐留するアメリカ合衆國軍隊又は日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定に基き日本国内にある國際連合の軍隊」に改める。

3 国は、國際連合の軍隊により日本国との平和条約の最初の効力発生の日から第二條の規定による措置がとられるまでの間に行われた漁船の操業の制限又は禁止による損害、従来適法に漁業を営んでいた者が漁業經營上こうまつた損失を、日本国とアメリカ合衆國との間の安全保障条約に基き駐留する合衆國軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律の規定による損失の補償の例により、補償する。

4 調停庁設置法(昭和二十四年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。
第八條第四号中「日本国に駐留するアメリカ合衆國軍隊の行為による特別損失の補償に關する法律」を「日本国に駐留するアメリカ合衆國軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律」に改め、同条第六号を第七号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律
(昭和二十九年法律第 号)

第二條の規定に基く漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う特別損失の補償に關する法律は、日本国に駐留するアメリカ合衆國軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律に改め、同条を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律
第二條の規定及び同附則第三條の規定に基く損失の補償に關する法律は、日本国とアメリカ合衆國との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の實施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「第二百二十五條第一号及び第三号から第五号まで」を「第二百二十五條第二号及び第四号から第六号まで」に改める。

○議長(堤康次郎君) 採決いたします。本案の參議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて參議院の修正に同意するに決しました。

昭和二十九年五月三十一日 衆議院會議録第五十九号 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案(衆議院回付)

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案(内閣提出、衆議院回付)

○議長(堤隆次郎君) 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案の衆議院回付案を議題といたします。

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十九年五月三十日

衆議院議長 河井 彌八

衆議院議長 堤隆次郎君

本議院の修正に際しては、
本文を附記の修正に添へる。
修正は、本文の修正に添へる。

(最低再評価限度額まで再評価を行なかつた場合の利益配当)

第十七条 昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度開始の日までに要再評価会社が第六条第一項の規定に違反して再評価を行わなかつた場合においては、当該事業年度から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において、当該会社の当該事業年度における資本の額の平均額(当該事業年度開始の日における発行済株式の発行価額の総額(商法明治三十二年法律第四十八号)第二百八十八条ノ二第一号又は第二百八十九条ノ二第一号又は第二百九十条ノ二第一号に掲げる金額があるときは、当該金額を控除した金額)以下この項において同じ)に対応する額をい、当該事業年度中に資本の増加又は減少に因り発行済株式の発行価額の総額が増加

し、又は減少した場合には、当該資本の増加又は減少に因る発行済株式の発行価額の総額の増加額又は減少額に当該資本の増加又は減少があつた日から当該事業年度終了の日までの日数の当該事業年度の日に数に対する割合を算出して算出した金額を、当該開始の日における発行済株式の発行価額の総額に加算し、又はこれから控除して得た額をい、以下同じ)の百分の二十に相当する金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行つてはならない。

2 前項の規定は、同族会社(法人税法第七十条の二(同族会社の定義)に規定する同族会社をい、以下第十八条及び第四十条において同じ)については、適用しない。
(資本組入れ又は減価償却が一定限度以下である場合の利益配当)

第十八条 再評価実施会社(同族会社を除く)は、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度から昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において左の各号の一に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額の百分の十五に相当する金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行つてはならない。
一 再評価法第九九条(再評価額立金の資本への組入れ)及び株式会社法の再評価額立金の資本組入に関する法律(昭和二十六年

法律第四十三号)の規定により、当該事業年度終了の日までに資本に組み入れた再評価額立金の額(同法第三十一条(資本組入れの場合の新株の発行)の規定により発行した株式の同項に規定する発行価額の総額をい、以下同じ)が、再評価法第二二条(再評価額立金の積立)第二百八条(合併の場合の再評価額立金の承継)若しくは第二百九条(更正の場合の経理)第三十七条第五項において準用する場合を含む。

以下この号及び第四十条第二項において同じ。又は第三十八条の規定により再評価額立金として積み立て、又はこれに組み入れた金額の合計額から、同法第二百三十一条(再評価額の納付の場合の取くずし)第二百四十一条(若しくは第二項(譲渡損等の調整)の取くずし)第二百五条(調整勘定を設けている金融機関が行う取くずし)第二百七条第一項第三号(損失をてん補する場合の取くずし)又は第二百九条の規定により当該事業年度終了の日までに取くずした金額の合計額に同日以後納付すべき再評価額(旧再評価額を含む)を加算した金額を控除して算出した金額の百分の三十に満たない場合(同日における再評価額立金の額が資本の額の百分の二十五に相当する金額以下である場合を除く)。

二 当該事業年度において減価償却資産について行つた減価償却の額の合計額が当該事業年度の減価償却資産の普通償却範囲額(法人税法に基く命令で定める償却不足額があるときは、これを含まないで計算した金額とする)の合計額の百分の九十に相当する金額に満たない場合。

2 租税特別措置法第五十條の十一第二項(公益事業を行う法人の償却範囲額)は、前項第二号の普通償却範囲額の計算について準用する。

3 要再評価会社が施行日後に合併した場合における合併法人に対する前条及び前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

○議長(堤隆次郎君) 採決いたします。

一〇四〇

院運営委員長 菅原六君

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

憲政功勞年金法案

労働者に対しては何ら特別の関心の方法を講じておらないのであります。しかも、これらは、いずれも精神的な、形式的な表現にすぎないのであります。形として、多量にわたり憲政の発達と民意の暢達に献身的の努力を傾倒して國政に専念された功勞者に対して、國家として何ら報いるところの方途が講じられていないことは、民主議會政治の國家として、その發展を今後ますます「こいねがうが國として、まことに遺憾にたえないところでありまゝ。久しきにわたり、この功勞者に対し何らかの方法を講ぜられた」との要望は、きわめて多かつたのであります。しかも、ひとり文化の向上発達に關し特に功績顯著な者に対しては、すでに第十回國會において、その顕彰方法として文化功勞者年金制度が確立されたのであります。が、これらは主として學術、藝術その他文化の発達に關し貢献した者に対してのみに適用されるものであります。て、憲政の発達、議會政治の向上に尽したる者を優遇するの制度ではないのであります。ここにおいて、今般、國會議員として五十年以上存続し、かつ憲政上特に功績顯著な者として衆議院または參議院の議決によつて表彰された者に対し、功勞金として、終身、年額百萬元を支給し、これを顕彰するの制度を確立しようとするのが、本法案の目的であります。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。
第二 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(村瀬宣親君外十六名提出)
○議長(堤康次郎君) 日程第二、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長(報告)を求めます。建設委員長(久野忠治君)。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第四條第三項中「三千円以下」を「前條第一項の登録については三千円以下の、同條第三項の登録については千五百円以下」に改める。
第二十二條の次に次の一條を加える。
(宅地建物取引業審議会)

第二十二條の二 都道府県は、都道府県知事の諮問に應じて宅地建物取引業に關する重要事項を調査審議させるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八條の四第三項の規定により、宅地建物取引業審議会を置くことができるものとす。
第二十三條中「この法律」の下に「前條の規定を除く。」を加える。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年五月三十一日 衆議院會議第五十九号 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案、精神衛生法の一部を改正する法律案外一件

団体が自発的に置くことができるのであります。その設置を奨励する意味におきまして、本法中に審議会を置くことができる旨を明記し、業者の向上並びに取引に關する苦情等の処理に當らせようとするものであります。本法案は昨五月二十八日本委員會に付託されたのであります。その立案にあたりましては、建設委員會住宅に關する小委員會におきまして慎重に審査されたので、討論を省略して、ただちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。御異議ありませんか。
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。
第三 精神衛生法の一部を改正する法律案(青柳一郎君外十二名提出)
第四 覺せい刑取締法の一部を改正する法律案(參議院提出)
○議長(堤康次郎君) 日程第三、精神衛生法の一部を改正する法律案、日程第四、覺せい刑取締法の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長(報告)を求めます。厚生委員長(理事古屋勇君)。

精神衛生法の一部を改正する法律案
精神衛生法の一部を改正する法律案
精神衛生法の一部を改正する法律案

精神衛生法の一部を改正する法律案
精神衛生法の一部を改正する法律案
精神衛生法の一部を改正する法律案

精神衛生法の一部を改正する法律案
精神衛生法の一部を改正する法律案
精神衛生法の一部を改正する法律案

精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六條」を「第六條、第六條の二」に、「第二十條、第五十條」を「第二十條、第五十一條」に、「第五十條」(刑又は保護處分の執行との關係)を「第五十條(刑又は保護處分の執行との關係)」に改める。
第一條中「精神障害者」を「精神障害者等」に改める。
第二條中「精神障害者が」を「精神障害者等が」に、「精神障害者の発生」を「その発生に改める」。
第六條の次に次の一條を加える。
第六條の二 國は、營利を目的としない法人が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費に對して、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第五十條の次に次の一條を加える。
(覺せい刑等の慢性中毒者に対する措置)
第五十一條 第十八條第二項及び第三項並びに第十九條から前條までの規定は、覺せい刑、麻薬若しくはあべんの慢性中毒者(精神障害者を除く)又はその疑のある者につき準用する。この場合において、これらの規定中「精神障害」とあるのは「慢性中毒」と、「精神障害者」とあるのは「慢性中毒者」と読み替へるものとする。

精神衛生法の一部を改正する法律案
精神衛生法の一部を改正する法律案
精神衛生法の一部を改正する法律案

精神衛生法の一部を改正する法律案
精神衛生法の一部を改正する法律案
精神衛生法の一部を改正する法律案

精神衛生法の一部を改正する法律案
精神衛生法の一部を改正する法律案
精神衛生法の一部を改正する法律案

四 第十七条第一項から第三項まで(譲渡及び譲受の制限及び禁止)の規定に違反した者

五 第十九条使用の禁止の規定に違反した者

2 前項の刑は、情状により併科することができる。

3 第一項第一号及び第三号から第五号までの未遂罪は、これを罰する。

4 営利の目的で又は常習として第一項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第四十一条の二 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第三項製造の制限の規定に違反した者

二 第二十条第一項から第三項まで(覚せい剤施用機関において診察に従事する医師についての施用の制限)又は第五項(覚せい剤研究者についての施用の制限)の規定に違反した者

2 前項の刑は、情状により併科することができる。

3 第一項の未遂罪は、これを罰する。

第四十一条の三 前二条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する覚せい剤は、没収する。但し、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

第四十二条第一項中第七号を第八号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「(保管方法)」を

「保管及び保管機」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七 第二十二條の二(廃棄)の規定に違反した者

第四十五条中「第四十一条及び第四十二条を第四十一条、第四十一条の二及び第四十二条」に改め、同条但書を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十条第四十八号中「覚せい剤施用機関の指定を行い、並びにその指定を取り消すこと」を「覚せい剤施用機関の指定を行い、及びその指定を取り消し、並びに覚せい剤研究者が研究のため他人に對して覚せい剤を施用し、又は覚せい剤を製造することを許可すること」に改める。

4 厚生省関係法令の整理に関する法律(昭和二十九年法律第...号)の一部を次のように改正する。

第十一條のうち第二十九條第一号及び第四号中「品名及び数量を」「品名、数量及び保管場所」に改める。

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案(最終稿の附録に掲載)

「古風勇男君等」

○古風勇男君 たいだいま議題となりました精神衛生法の一部を改正する法律案及び覚せい剤取締法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、精神衛生法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

御承知の通り、戦後覚醒剤、麻薬または阿片の濫用による慢性中毒者が多数発生し、その中毒のために心身が害し、ひいては精神障害者になりつづけていますことは、国民の健康衛生上まことに重大な問題であると存するものであります。このように覚醒剤等の慢性中毒者の増進の状況にかんがみ、その者に適正な医療を施す等の保護を加え、これらの者が精神障害者に陥ることなく、正常な生活を送らしめようとするのが本案提出の理由であります。

本法案の内容を申し上げますれば、まず第一に、慢性中毒者については、その症状とその特殊な事情により、精神病院に入院し治療せしむることが不可欠であります。国及び都道府県立精神病院が現状において非常に少い実情にかんがみ、非営利法人立の精神病院に對しても設置費及び運営費の一部を補助することができるとしたことであります。

第二は、覚醒剤、麻薬及び阿片の慢性中毒者、またはその疑いのある者について、精神障害者に関する保護義務者、保護の申請及び通報、精神衛生鑑定医の診察、知事による入院措置、保護義務者の同意入院、入院者の行動制限、退院手続、訪問指導及び保護拘束等に慢性中毒者を入院せしめることによつて、慢性中毒者を入院せしめる場合、知事が入院措置をとることができるとし、また保護義務者による同意入院の道を開き、さらに退院後は訪問指導を行う等、中毒者の医療及び保護等に関する措置を講じたこととであります。

覚醒剤の問題に関しては、本委員会においてきわめて熱心なる研究が行われて参つたのであります。その結果、各派共同による本法案の提出となつた次第であります。

本法案は五月二十九日本委員会に付託せられ、同日提出者山崎君より提案理由の説明を聴取した後、ただちに審査に入り、質疑終了の後、討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は全会一致可決すべきものと議決した次第であります。

次に、覚せい剤取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

覚せい剤取締法は第十回国会で制定されしものであります。本法施行以来の実績に徴しますと、覚醒剤の濫用による弊害は一層はなはたしく、覚醒剤の常用者は百万ないし百五十万人であるといわれております。注意すべきことは、これらの常用者は、多く直接、間接に犯罪となつており、かつ、その多くは次代の日本を背負うべき青少年であることとあります。このような覚醒剤の濫用による弊害を防止するには、この弊害を各種の偽装運動により一般

に周知させることも必要であります。が、現在一般に流通している覚醒剤が密造品であることとしまして、まず覚醒剤の密造を根絶することが必要であり、取締法施行以来運用上支障のある諸点を改正し、最近の状況に即応せんとしたのが、この法案提出の目的であります。

本法のおもたる内容を御説明申し上げます。第一に、この法律の適用を受ける覚醒剤の範囲を拡張したこととあります。第二は、罰則を強化し、密造、密売買、不法所持及び不法使用を行つた者は五年以下の懲役または十万円以下の罰金に処し、さらに、営利の目的で、または常習としてこれらの違法行為を行つた者は、七年以下の懲役に処し、なお情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処することとし、これらの場合において、犯人が所有した所持する覚醒剤は没収することができるとしたことであります。

第三は、覚醒剤研究者が、研究のため、厚生大臣の許可を受けた場合に限り、他人に對して覚醒剤を施用し、または覚醒剤を製造することができるとしたことであります。第四は、覚醒剤を保管し得る場所として覚醒剤保管営業所を認め、これに應じた覚醒剤の移動を認め、これにより、厳重な規定を設けたこととあります。

本法案は五月二十七日日本委員会に付託となり、提出者参議院議員高野一夫君より提案理由の説明を取られた後、きわめて熱心なる審査が行われたのであります。二十九日質疑を終了

昭和二十九年五月三十一日 衆議院會議第五十九号 精神衛生法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十九年五月三十一日 衆議院會議第五十九号 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案外二件

し、討論に入りましところ、自由党を代表して松永委員、改進黨を代表して古屋委員より、それ、希望を述べ賛成意見の開陳があつたのであります。

なお、松永委員より次の附帯決議を付すべき旨の動議が提出されました。附帯決議を朗読いたします。

附帯決議

覚せい剤による慢性中毒が青少年等の身心を害しつつある現状にかんがみ、政府は覚せい剤の製造、施用等の禁止につき速かに万全の措置を講ずべきである。

次いで採決に入りましたところ、全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました。また附帯決議についても全会一致で付すべきものと決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

第五 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(吉米地英俊君外二十五名提出)

第六 公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第七 企業再建補助法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤隆次郎君) 日程第五、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案、日程第六、公認会計士法の一部を改正する法律案、

改正する法律案、日程第七、企業再建補助法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事淺香忠雄君。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「住宅に賃貸する目的で経営する住宅施設」を「住宅に賃貸する目的で経営する住宅施設(以下「更生緊急保護施設」という。)を、

に、同項第四号中「又は日本赤十字社において学校、社会福祉事業施設を、更生緊急保護施設第三号第二項に規定する更生保護会で民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「更生保護会」という。)又は日本赤十字社において学校、社会福祉事業施設、更生保護事業施設」に、同条第二項中「日本赤十字社にあっては、更生保護会にあっては更生緊急保護法第十二条第二項の規定により同項第二号の費用について補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあっては」に改める。

第十一條第一項第一号中「社会福祉法人、」の下に「更生保護会、」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第一項第一号の改正に関する部分中「住宅に賃貸する目的で経営する住宅施設」を「住宅に賃貸する目的で経営する住宅施設(以下「更生緊急保護施設」という。)を、

に、同項第四号中「又は日本赤十字社において学校、社会福祉事業施設を、更生緊急保護施設第三号第二項に規定する更生保護会で民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「更生保護会」という。)又は日本赤十字社において学校、社会福祉事業施設、更生保護事業施設」に、同条第二項中「日本赤十字社にあっては、更生保護会にあっては更生緊急保護法第十二条第二項の規定により同項第二号の費用について補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあっては」に改める。

第十一條第一項第一号中「社会福祉法人、」の下に「更生保護会、」を加える。

昭和二十九年五月三十一日 衆議院會議第五十九号 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案外二件

参議院議長 河井 八郎

衆議院議長 堤隆次郎君

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三十五條中「特別公認会計士試験」を「第五十七條に規定する検定」に改める。

第三十八條第一項中「特別公認会計士試験」を「第五十七條に規定する検定」に改める。

第五十七條第一項を次のように改める。

昭和二十九年八月一日から三年以内に限り、大蔵大臣が定める時期に第三次試験の受験資格について(の検定)以下(検定)という。を

第五十七條第二項中「左の各号に掲げる職を、昭和二十九年七月三十一日までに左の各号に掲げる職に改め、特別公認会計士試験を「検定」に改め、同条第五項中「特別公認会計士試験を受けようとする者は、千円を、」を「検定を受けようとする者は、五百円を、」に改め、同条第六項中「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 検定に合格した者は、第十一條の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができる。

第五十七條の二を次のように改める。

第五十七條の二 検定は、第十條に規定する第三次試験を受けるため必要な専門的學識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、会計学及び商法(海商、手形及び小切手に関する部分を除く)について、これを行う。

第五十八條中「特別公認会計士試験」を「検定」に改める。

第五十九條中「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、試験科目及び試験の方法を「検定科目及び検定の方法」に改める。

附則

この法律は、昭和二十九年八月一日から施行する。

第五十七條の二 検定は、第十條に規定する第三次試験を受けるため必要な専門的學識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、会計学及び商法(海商、手形及び小切手に関する部分を除く)について、これを行う。

第五十八條中「特別公認会計士試験」を「検定」に改める。

第五十九條中「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、試験科目及び試験の方法を「検定科目及び検定の方法」に改める。

附則

この法律は、昭和二十九年八月一日から施行する。

2 この法律による改正前の公認会計士法第五十七條の規定により特別公認会計士試験に合格した者の資格については、なお従前の例による。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表公認会計士審査会の項中「特別公認会計士試験」を「第三次試験の受験資格について(の検定)に改める。

第九條中「特別公認会計士試験」を「検定」に改める。

第三十五條中「特別公認会計士試験」を「第五十七條に規定する検定」に改める。

第五十七條第二項中「左の各号に掲げる職を、昭和二十九年七月三十一日までに左の各号に掲げる職に改め、特別公認会計士試験を「検定」に改め、同条第五項中「特別公認会計士試験を受けようとする者は、千円を、」を「検定を受けようとする者は、五百円を、」に改め、同条第六項中「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 検定に合格した者は、第十一條の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができる。

第五十七條の二を次のように改める。

第五十七條の二 検定は、第十條に規定する第三次試験を受けるため必要な専門的學識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、会計学及び商法(海商、手形及び小切手に関する部分を除く)について、これを行う。

第五十八條中「特別公認会計士試験」を「検定」に改める。

第五十九條中「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、試験科目及び試験の方法を「検定科目及び検定の方法」に改める。

附則

この法律は、昭和二十九年八月一日から施行する。

定に改め、同条第五項中「特別公認会計士試験を受けようとする者は、千円を」と「検定を受けようとする者は、五百円を」に改め、同条第六項中「特別公認会計士試験を」検定に改め、同条第四項を次のように改める。

4 検定に合格した者は、第十一条の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができる。

第五十七條の二 中「特別公認会計士試験を」検定に改め、「試験科目」を「検定科目」に改め、受験者が前条を「検定を受けた者」に改め、同条を第五十七條の三とし、第五十七條の次に次の一条を加える。

第五十七條の二 検定は、第十条に規定する第三次試験を受けるため必要な専門的知識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、会計学及び商法（海商、手形及び小切手に関する部分を除く。）について、これを行う。

第五十九條中「特別公認会計士試験」を「検定に改め、試験科目及び試験の方法を」検定科目及び検定の方法」に改める。

第六十條を次のように改める。
第六十條 昭和三十一年七月三十一日までに商學に關する科目に關する研究により博士の學位を授けられた者及び同日までに第五十七條第三項各号に掲げるものの一又は二以上にあつてその職にあつた年數を總算して十四年以上になつた者に対しては、検定を受ける。

2 前項の規定により検定を受ける者は、第十一条の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができる。

公認会計士法の一部を改正する法律案内閣提出、參議院送付）に關する報告書

【最終号の附録に掲載】

昭和二十九年五月三十一日 衆議院會議第五十九號 國有財産特別措置法の一部を改正する法律案外二件

企業再建整備法の一部を改正する法律案

企業再建整備法の一部を改正する法律案

企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十五号中「乃至第二十六條」を「第二十五條及び第二十六條」に改める。

第二十條の次に次の一条を加える。

第二十條の二 第二十六條の二第二項（第二十六條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請及びその申請に対する認可は、決定整備計画に定める事項のうち当該申請に係る事項の変更についての認可の申請及びその申請に対する認可とみなして、この法律を適用する。

第二十四條中第二十六條を「第二十五條の二、第二十六條乃至第二十六條の五に」、「第四十三條を」第四十七條の三第二項、第四十三條、第四十七條の三に改める。

第二十五條の次に次の二條を加える。

第二十五條の二 第二十四條又は前條の規定により仮勘定を設けなければならない特別経理株式会社

（以下仮勘定を有する特別経理株式会社とす。）は、第二十四條の規定によりその処分又は処分損を当該仮勘定として経理しなければならない資産（決定整備計画の定めるところにより解散した仮勘定を有する特別経理株式会社（以下解散会社とす。）については、その他の資産で命令で定める資産以外のものを含む。）の処分及び旧勘定に所屬していた債権（解散会社については、その他の債権で指定時に有していた在外資産に該当する債権以外のものを含む。）の回収を、昭和三十年九月三十日まで完了するように努めなければならない。但し同日までにその処分又は回収を終ることができなない特別の事由がある資産又は債権については、命令の定めるところにより、主務大臣に対し、当該期限の延長の承認を申請することができ。

主務大臣は、前項但書の規定による承認の申請が承認の場合において、承認又は承認の処分をしようとするときは、あらかじめ当該特別経理株式会社の特別管理人で会社経理に急務措置法第十四條第一項の旧債権の債権者（以下旧債権者という。）のうちから選任された者又は当該特別経理株式会社に係る第四十二條の三の規定による旧債権者の代表者（以下仮勘定監理人と総稱する。）の意見を聞かなければならない。

特別経理株式会社は、第一項本文に規定する資産については、仮勘定監理人の全員と協議して、その処分見込価格を定めなければならない。

特別経理株式会社は、已むを得ない事由により、前項に規定する資産を同項の規定により定めた処分見込価格に満たない価格で処分しようとするときは、命令で定める場合を除く外、あらかじめ仮勘定監理人の全員の同意を得なければならない。

仮勘定を有する特別経理株式会社が昭和三十年九月三十日（第一項但書に規定する承認を得た場合には、その承認を得た期限）までは、債権の回収に終らない場合には、仮勘定監理人は、当該特別経理株式会社の特別損失の額を負担した旧債権者（以下特別損失負担旧債権者という。）で、その負担した特別損失の額が合算して第九十條の規定により消滅した債権の総額の百分の五十以上に相当することとなる者のうち、仮勘定監理人（仮勘定監理人が法人の代表者である場合には、その法人）以外の者の同意を得て、当該特別経理株式会社に對し、一月を下らない期間を定めて、当該資産の処分又は当該債権の回収をなすべき旨を催告することができる。但し、仮勘定監理人の負担した特別損失の総額が第九十條の規定により消滅した債権の総額の百分の七十以上に相当する場合には、他の特別損失負担旧債権者の同意を得ることを要しない。

特別経理株式会社が、前項の催告に係る期間を経過したにもかかわらず、なお当該資産の処分又は当該債権の回収を行わない場合には、仮勘定監理人は、当該特別経理株式会社に代り、当該資産の処分又は当該債権の回収のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなすことができる。

特別経理株式会社の仮勘定監理人が二人以上ある場合には、前二項の規定による当該仮勘定監理人の職権は、共同してこれを行使しなければならない。

特別損失の額を旧債権者に負担させない特別経理株式会社については、第二項乃至前項の規定は、これを適用しない。

第二十五條の三 解散会社は、前条第一項に規定する資産の処分又は債権の回収により取得した資産を、第二十四條又は第二十五條の規定により仮勘定として経理すべき額（以下仮勘定の額という。）が確定するまで、現金、預金その他命令で定めるこれらに準ずる資産として保有しなければならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 清算のため必要な経費の支出に充てる場合

二 会社経理に急務措置法第十四條第一項の旧債権のうち第九十條の規定により消滅した債権以外のものの弁済に充てる場合

三 第二十六條の二第一項又は第二十六條の四第一項の規定による分配金に充てる場合

四 その他第二十六條第一項若しくは第二項、第二十六條の二第一項又は第二十六條の四第一項

昭和二十九年五月三十一日 衆議院會議第五十九号 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案外二件

の規定による分配に支障がないものとして主務大臣の承認を得た場合

第二十六条第一項中「前二条の規定により、仮勘定として整理すべき額を「仮勘定の額」に改め、「超過額」の下に「以下仮勘定利益額」という。）を加え、「第十九条の規定により消滅した債権の額」(第二十九条の三の規定により会社経理に急指置法第十四条第一項の旧債権の債権者に交付せられる金銭のある場合においては、当該債権額から当該金銭の額を控除した額)の限度において、同項の旧債権の債権者に帰属せしめなければならない。又特別損失負担旧債権者に、その負担額(第二十九条の三第一項の規定により当該特別損失負担旧債権者に交付せられる金銭、当該特別損失負担旧債権者が決定整備株式会社を通じて特別損失の額を負担した株主以下旧株主という。)に対して譲渡しなければならぬ。第二十九条の三第一項に規定する新株の引受権若しくは第二会社株式の買受権の当該譲渡の対価として受け取る金額又は既に第二十六条の第二項若しくは第二十六条の四第一項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した額とし、以下旧債権者負担額という。)を限度とし、且つ、これに依りて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。に改め、同条第二項中「同項の規定による超過額を「仮勘定利益額」に、「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に、「株主の負担額」として計算せられる特別

損失の額につき第三十四条第二項の規定により減少された資本の額の限度において、株主に帰属せしめなければならない。を「旧株主」に、その負担した特別損失の額(既に第二十六条の第二項の規定により旧株主に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した金額とし、以下旧株主負担額という。)を限度とし、且つ、これに依りて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。に改め、同条第三項中「負債の部に計上した額の合計金額が資産の部に計上した額の合計金額を超える場合において、その超過額を「仮勘定利益額」に、「債権者」又は「株主」と特別損失負担旧債権者又は旧株主」に改め、同条に次の一項を加える。

特別経理株式会社は、仮勘定の額が確定したときは、命令の定めるところにより、第一項の規定による仮勘定の合計差引計算の結果(仮勘定利益額があるときは、第一項又は第二項の規定による帰属に関する事項を含む)を主務大臣に報告しなければならない。

第二十六条の次に次の七条を加える。

債権者に旧債権者負担額を限度とし、且つ、これに依りて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。この場合において、仮勘定利益額の残額から特別損失負担旧債権者に帰属せしめる額を控除したなお残額があるときは、その残額に相当する金額を、旧株主に、旧株主負担額を限度とし、且つ、これに依りて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。

一 第二十五条の第二項本文に規定する資産及び債権で仮勘定利益額の計算の日までにその処分又は回収を完了しなかつたものの帳簿価額の合計額(当該資産のの帳簿価額の合計額(当該資産の回収の一部を取得し、又は当該債権の一部を回収している場合において、その帳簿価額を減額していないときは、その取得した対価又は回収した額に相当する金額の合計額を控除した額)から残存株主(指定時における資本の額から旧株主の負担した特別損失の額を控除した額をい、残存株主金額につき未払込の部分があるときは、その未払込の金額を除く)を控除した金額

債権者に負担させた解散会社にあつては、仮勘定整理人の同意を得た金額に限る。

主務大臣の定める計算方法により在外負債(会社経理に急指置法第十四条第一項の旧債権(同項但書の債権を除く)から除くものとして第七条第一項第二号の規定に基づき命令で定めた債権に係る負債をい、以下同じ)の額から在外資産の額を控除したなお残額がある場合における当該残額(以下本条及び第二十六条の六において在外負債引当額という。但し、指定時現在で在外負債の総額が在外資産の総額を超えていた場合には、その超過額(以下第二十六条の六において指定時在外負債超過額という)を在外負債引当額から控除した金額とする。

特別経理株式会社は、前項の規定により特別損失負担旧債権者又は旧株主に帰属せしめる金額を定める場合には、命令の定めるところにより、あらかじめ主務大臣の認可を得なければならない。

特別経理株式会社は、第一項の場合において、特別損失負担旧債権者又は旧株主である者のうちに、仮勘定を有する特別経理株式会社又は金融機関再建整備法第三十七条の規定により調整勘定を設けなければならない金融機関(以下本条及び第六十条において単に金融機関という。)があるときは、当該特別経理株式会社又は金融機関に対し、同項の規定により分配すべき金額(第六項の規定を適用しないて計算した金額とする)を、命令の定める期間内に、通知しなければならない。

金融機関は、昭和三十一年三月三十一日現在における調整勘定の利益金につき、金融機関再建整備法第三十七条の二又は同法第三十七条の三の規定により、その確定損を負担した仮勘定を有する特別経理株式会社に対して分配することのできる金額を、前項の期間内に、当該特別経理株式会社に対して通知しなければならない。

前二項の通知を受けた金融機関及び特別経理株式会社は、左に掲げる金額を、命令の定める期間内に、当該金額の分配を受けるべき特別経理株式会社へ通知しなければならない。

一 金融機関にあつては、第三項の規定により通知を受けた金額の合計額を昭和三十一年三月三十一日現在における金融機関再建整備法第三十七条第一項第一号の利益金とすることに因り、当該金融機関の確定損を負担した仮勘定を有する特別経理株式会社に対し、前項の規定により通知した金額に加算して、又は新たに同法第三十七条の二若しくは同法第三十七条の三の規定により分配することとなる金額(以下特別経理株式会社にあつては、前二項の規定により通知を受けた金額の合計額を昭和三十一年三月三十一日現在における仮勘定の負債の部に計上するこ

とに因り、当該特別整理株式会社の特別損失負担旧債権者又は旧株主である仮勘定を有する特別整理株式会社に対し、第三項の規定により通知した金額に加算して、又は新たに第一項の規定により分配すべきこととなる金額とする。

第三項の規定により特別整理株式会社が通知を受けた金額は、第一項の規定の適用については、これを当該特別整理株式会社の昭和三十一年三月三十一日現在における仮勘定の負債の部に計上すべき金額とする。

第二十六条の三 特別整理株式会社は、第二十四条又は第二十五条の規定により仮勘定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算を行った場合において、当該計算を行った日現在で、仮勘定利益額があり、且つ、当該仮勘定利益額から前条第一項各号に掲げる金額を控除した金額（以下仮勘定の残額という。）が旧債権者負担額と旧株主負担額との合計金額以上となるときは、当該仮勘定を閉鎖することができる。

特別整理株式会社が前項の規定により仮勘定を閉鎖した場合に、その閉鎖の時において仮勘定の額が確定したものとみなして、この法律を適用する。この場合における第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「仮勘定利益額」とあるのは、「仮勘定の残額」とする。

第一項の規定により仮勘定を閉鎖した特別整理株式会社について

は、第二十五条の二第三項乃至第七項の規定は、これを適用しない。

特別整理株式会社が、第一項の規定により仮勘定を閉鎖した場合において、第二十六条の規定による仮勘定利益額の分配を受けたときは、当該特別整理株式会社については、第四十二条の二の規定は、これを適用しない。

第二十六条の四 特別整理株式会社は、随時、仮勘定の残額がある場合には、当該仮勘定の残額を、特別損失負担旧債権者に、旧債権者負担額を限度とし、且つ、これに充てて帰属せしめ、その帰属額を分配することができる。

第二十六条の二第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十六条の五 解散会社が第二十五条の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収を完了した場合一つにおいて、なお仮勘定の額が確定しないときは、当該解散会社は、主務大臣の認可を受けて、金融機関再建整備法第三十七条の二又は同法第三十七条の三の規定による調整勘定の利益金の分配を受ける権利（以下調整勘定受益権という。）又は第二十六条の規定による仮勘定利益額の分配を受ける権利（以下仮勘定受益権という。）を仮勘定を有する特別整理株式会社以外の者に譲渡することができる。

特別損失の額を旧債権者に負担させた解散会社は、前項の規定により調整勘定受益権又は仮勘定受益権を譲渡しようとするときは、あらかじめ仮勘定監理人の同意を得なければならない。

第一項の規定による調整勘定受益権又は仮勘定受益権の譲渡については、金融機関再建整備法第三十七条の九の規定又は第二十九条第二項の規定は、これを適用しない。

第二十六条の六 在外資産を有する解散会社は、第二十六条の三第一項の規定に該当しない場合においても、第二十五条の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収（調整勘定受益権又は仮勘定受益権を有する場合に、前条第一項の規定によるその譲渡を含む。）を完了した後、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて左に掲げる事項を履行したときは、その仮勘定を閉鎖することができる。但し、特別損失の額を旧債権者に負担させた解散会社が当該事項を履行しようとするときは、あらかじめ仮勘定監理人の同意を得なければならない。

一 在外負債を有しない解散会社にあつては、主務大臣の選任する者（以下特殊管財人という。）にその有する在外資産の管理を委託すること。

二 在外負債を有する解散会社にあつては、左に掲げる金額に相当する金銭を特殊管財人に引き渡し、当該金銭及びその有する在外資産の管理を当該特殊管財人に委託すること。但し、イ又はロに該当する場合において、仮勘定利益額がないとき、又は

仮勘定利益額がその後における在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務の執行に要する経費の見積額以下であるときは、イに掲げる金額に相当する部分の金銭の引渡及びその管理の委託を要しない。

イ 指定時在外負債超過額がない場合には、第二十六条の二第一項第二号ロに掲げる金額（当該金額が引渡の時現在の仮勘定利益額からその後における在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務の執行に要する経費の見積額を控除した残額を超える場合には、当該残額）

ロ 指定時在外負債超過額がある場合において、その額が在外負債引当額に満たないときは、指定時在外負債超過額をイに掲げる金額に加算した金額

ハ 指定時在外負債超過額がある場合において、その額が在外負債引当額以上であるときは、在外負債引当額

第二十六条の三第二項前段の規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合における第二十六条の規定の適用については、同条第一項中「場合において」とあるのは、その超過額（以下仮勘定利益額という。）とあるのは、場合において、その超過額からその後における在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務の執行に要する経費の額として仮勘定監理人の同意を得た金額（第二十六条の六第一項

第二号イ又はロの規定に該当する場合に、同号イに掲げる金額を加算した金額）に相当する額を控除して、なお残額があるときは、その残額（以下本条において帰属額という。）とし、同条第二項乃至第四項中「仮勘定利益額」とあるのは「帰属額」とする。

在外負債を有し、在外資産を有しない解散会社は、その仮勘定の額が確定した場合には、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、その有する在外負債の額に相当する金銭を特殊管財人に引き渡し、その管理を当該特殊管財人に委託することができる。

在外負債及び在外資産を有する解散会社は、第二十六条の三第一項の規定により仮勘定を閉鎖した場合においては、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、在外負債引当額に相当する金銭を特殊管財人に引き渡し、当該金銭及びその有する在外資産の管理を当該特殊管財人に委託することができる。

商法第四百二十七条の規定は、第一項の規定により解散会社が仮勘定を閉鎖した場合又は前二項の勘定により解散会社が特殊管財人に金銭の引渡をなした場合において、在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務が終了したとき、これを準用する。

前項において準用する商法第四百二十七条第一項の規定による株主總會の承認があつたときは、清算人は、退任するものとし、当該

昭和二十九年五月三十一日 衆議院會議録第五十九号 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案外三件

会社の清算に関するすべての事務は、特殊管財人のなす事務を除き、第二十六条の八第一項の規定により主務大臣の指定する日の前日までこれを停止する。この場合においては、当該会社の帳簿並びにその営業及び清算に関する重要書類の保存者は、主務大臣がこれを定める。

第二十六条の七 特殊管財人の職務の執行は、主務大臣の監督に属する。

特殊管財人は、前条第一項、第三項又は第四項の規定により二以上の解散会社から引渡を受けた金銭を合同して運用することができる。但し、当該金銭とその他の資産とは、分別して管理しなければならぬ。

特殊管財人は、命令の定めるところにより、解散会社に代つて、前条第一項又は第四項の規定によりその管理を委託された在外資産に係る事務(特に委託を受けた場合には、在外負債に係る事務を含む)を処理するものとする。

特殊管財人が前条第一項、第三項又は第四項の規定により引渡を受けた金銭の管理及び前項に規定する事務の処理に要する費用並びに特殊管財人の受くべき報酬は、命令の定めるところにより、当該金銭の運用により得た収益金のうちから支出することができる。

已むを得ない事由があるときは、特殊管財人は、主務大臣の認可を受けて、退任することができる。

主務大臣は、特殊管財人がその任務に反する行為をしたときその他特殊管財人を不適当と認めるときは、これを解任することができる。

特殊管財人が死亡し、又は前二項の規定により退任し、若しくは解任されたときは、主務大臣は、直ちに特殊管財人を選任しなければならない。

特殊管財人の変更があつた場合には、その職務に係る権利義務は、命令で定めるものを除き、新たに選任された特殊管財人がこれを承継する。

主務大臣は、特殊管財人を選任し、若しくは解任し、又は特殊管財人が第五項の規定により退任したときは、その旨を公告する。

前九項に規定するものを除く外、特殊管財人が解散会社からの委託に基いて行う金銭の管理その他の事務の処理に關して必要な事項は、命令で定める。

第二十六条の八 第二十六条の六第五項の規定により退任した清算人は、主務大臣の指定する日において、再び清算人となる。但し、当該退任した清算人が死亡その他の事由に因り清算人となることができない場合においては、利害関係人の請求により、主務大臣が、清算人を選任する。

前項の規定により解散会社の清算人が就職したときは、当該解散会社に関する特殊管財人の任務は、終了する。

但し、第六十五条及び同条において準用する同法第五十五条第二

項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十九条の三 本文中「会社経理人急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者」を「旧債権者」に改め、「株式を発行する場合」の下に「又は当該特別経理株式会社に帰属した第二会社の株式の引出に当り額面株式の一株の金額をこえる価額を以て株式を売り出す場合を」、「新株の引受権の下に」又は「第二会社の株式を額面価額で買ひ受ける権利(以下第二会社株式の買受権といふ)」を加え、「株主又は債権者で新株の引受人を、旧株主又は特別損失負担旧債権者で新株の引受人又は第二会社の株式の買受人に改め、「発行価額の下に」又は「引出価額を」、「株式の発行の下に」又は「引出」を加え、同項但書「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、同条第二項中「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九条の四 中「会社の新株の発行を」を「会社が新株の発行又は第二会社の株式の引出に改め、「新株の引受権」の下に、又は「第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は会社経理人急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者」を「旧株主又は旧債権者」に改める。

第四十条の三 中「実行状況」の下に「(第二項の規定により報告すべきものを除く)」を加え、同条に次の一項を加える。

仮勘定を有する特別経理株式会社は、第二十五条の第二項に規定する資産の処分及び債権の回収が完了するまで、毎年六月三十日

及び十二月三十一日現在における当該資産の処分及び当該債権の回収の状況を主務大臣に報告しなければならない。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

第四十二条の三 第六条第一項第十五号に掲げる事項について、前条の規定の適用を受ける会社(特別損失の額を旧債権者に負担させた会社に限る)は、旧債権者のうちから、第四十一条第一項の規定により決定整備計画の実行を終つた日における特別管理人で旧債権者のうちから選任された者の人数と同数の代表者を選任しなければならない。

前項の代表者の選任については、会社経理人急措置法第十七条第二項及び第五項の規定を準用する。

第一項の規定により選任された旧債権者の代表者は、当該会社の仮勘定の額が確定したときに、退任するものとする。

第四十七条の二の次に次の一条を加える。

第四十七条の三 第四十一条第一項の規定による決定整備計画の実行を終つた特別経理株式会社の仮勘定監理人は、第二十五条の第二項に規定する資産の処分及び債権の回収並びに仮勘定の経理に關し、当該特別経理株式会社の役員若しくは清算人から報告をとり、又は当該特別経理株式会社の帳簿、書類その他必要な物件を検査することができる。

及ぶ十二月三十一日現在における当該資産の処分及び当該債権の回収の状況を主務大臣に報告しなければならない。

一〇四八

第五十三条第一項本文中「第二十六条」を「第二十六条の三」、第二十六条の五若しくは第二十六条の六に改め、同項但書中「乃至第二十六条」を「第二十五条、第二十六条乃至第二十六条の三若しくは第二十六条の六」に改め、「過失がなかつた者」の下に「及び特別経理株式会社が第二十四条乃至第二十六条の三、第二十六条の五又は第二十六条の六の規定に違反した場合における特別管理人を加え、同条第一項中認可の日から五年」の下に「(第二十四条乃至第二十六条の三、第二十六条の五又は第二十六条の六の規定の違反に係るものについては、仮勘定の額が確定し、日から二年)」を加える。

第六十条中「特別経理株式会社」の下に「若しくは金融機関」を加え、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第二十六条の二第三項乃至第五項の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき

第六十条第八号及び第九号中「第一項」の下に「又は第四十七條の三」を加え、同条第十二号中「第四十条の三」を「第二十六条第四項、第四十条の三」に改め、同条の次に次の一号を加える。

十三 第四十二条の三第一項の規定による仮勘定監理人の選任を怠り、又は同条第二項において準用する会社経理人急措置法第十七条第五項の規定による届出を怠つたとき

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二十六中「第三十七条の九の下に」又は企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)第二十九条第二項を加え、「同法」を金融機関再建整備法に改め、「と同一」の下に「又は企業再建整備法第二十六条の規定による仮勘定利益の分配を受ける権利(以下仮勘定受益権という。)」を加える。

第十九条の二十七中「調整勘定受益権」の下に、仮勘定受益権を加える。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十二 特別整理会社に関すること。

企業再建整備法の一部を改正する法律案に対する修正案

企業再建整備法の一部を改正する法律案に対する修正案

企業再建整備法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十六条の六第六項中「主務大臣の指定する日」を「主務大臣の選任した清算人が就職する日」に改める。

第二十六条の八第一項を次のように改める。

主務大臣は、第二十六条の六第六項の規定により清算に関する事務を停止した解散会社につき、主務大臣が指定する日以後において、その利害関係人の請求により、清算人を選任するものとする。

企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

【浅香忠雄君答覆】
○浅香忠雄君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、更生保護事業の健全な発達に資するため、公益法人たる更生保護会が更生保護事業施設の用に供するときは、国有財産の減額譲渡等ができることとしております。

すなわち、国有財産特別措置法におきましては、社会福祉事業等の施設の用に供する場合には、旧軍関係財産等の普通財産を、地方公共団体や社会福祉法人等に対して、時価から五割以内を減額した対価で譲渡すること等ができることとなっております。

更生保護事業は、刑務所から釈放された者等を収容して、これを保護し、その指導を行い、そのすみやかな更生をはかることとするものでありまして、この更生保護会に対して、社会福祉事業等の場合と同様、国有財産の減額譲渡ができることとするとともに、その譲渡代金の支払いにつきまして、十年

以内の延納の特約等ができることとしたこととすることがあります。

本法案につきましては、片島委員より修正案が提出されたまじりました。修正案の要旨を申し上げますと、更生保護会のほか、農業改良助長法により地方公共団体が経営している経営伝習農場につきましても、国有財産の減額譲渡等ができることとしたこととすることがあります。

本案は、審議の結果、一昨二十九日質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも起立賛成をもって可決され、よつて本案は修正議決いたしました。

次に、公認会計士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、公認会計士試験制度の確立をはかるために、この際、公認会計士となるには何人も第三次試験に合格しなければならないという原則を確立するとともに、特別公認会計士試験の受験資格者に対して、暫定的に従来の特別公認会計士試験にかわる制度を設けようとするものであります。

すなわち、昭和二十九年七月三十一日までに特別公認会計士試験を受けることができる資格のある者に対し、第三次試験を受けるため必要な専門的知識を有するかどうかを判定するための検査を行うこととし、これに合格した者は、三年間の実務補習等の期間の経過を要しないで、ただちに第三次試験を受けることができることとしたしております。

本法案は参議院先議でありまして、参議院におきましては修正議決いたしました。修正の要旨を申し上げます。

す、検定の合格者を定める場合に、在職年数をしんしやくして定めることができることとし、また特定の者につきましては、検定を免除して、ただちに第三次試験を受けることができることとしたのであります。

本案は、一昨二十九日質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入りましたところ、起立賛成をもって本案は原案の通り可決いたしました。

次に、企業再建整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、仮勘定のある特別整理会社につきまして、再建整備の最終的処理を促進するため、資産処分をすみやかに完了せしめ、一定期日における仮勘定利益の分配を行わせることも、仮勘定を閉鎖する道を開く等の措置を講じようとするものであります。

その内容は、まず第二に、仮勘定を有する特別整理会社の仮勘定監理人の選任について規定し、第二に、資産処分等を促進するために、昭和三十年九月三十日までにその処分等を完了するよう努めさせることとし、第三に、仮勘定利益の中間分配について規定し、第四に、仮勘定指定の特例に関して規定し、第五に、解散会社に関する特別措置について規定いたしました。解

散した特別整理会社の場合に、資産処分等を完了したにもかかわらず、金融機関からの調整勘定または他の特別整理会社からの仮勘定利益の分配を受ける権利があるために仮勘定が確定しないときは、その受益権を譲渡することとすることができ、また在外資産及び在外負債を有する場合に、主務大臣が指定する在外負債の引当て金額に

相当する金銭及び在外資産の管理を主務大臣の指定する特殊管理人に委託して仮勘定を閉鎖することができることをし、これらの方法によりまして仮勘定を確定し得る道を開いております。

本法案に關しましては内閣委員より修正案が提出されました。修正案の要旨は、原案におきましては、原則として一旦選任した清算人が後日主務大臣の指定する日において再び清算人となることとなつておりますが、これを修正いたしました。利害関係人の請求により清算人を選任することとしたのであります。

本法案は、一昨二十九日質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも起立賛成をもって可決され、よつて本案は修正議決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤康次郎君) 三案を一括して採決いたします。日程第六の委員長の報告は可決であります。その他の二案の委員長報告は修正であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り決しました。

○荒船清十郎君 残余の日程は延期し、明後六月二日定刻より特に本会議を開くこととし、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和二十九年五月三十一日 衆議院会議録第五十九号 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十九年五月三十一日 衆議院會議第五十九号 議長の報告

○議長(橋本武蔵) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十一分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 小笠原三九郎君
農林大臣 保利 茂君
通商産業大臣 愛知 揆一君
國務大臣 緒方 竹虎君
出席政府委員
厚生政務次官 中山 マサ君
農林政務次官 平野 三郎君
中小企業庁長官 岡田 秀男君
建設政務次官 南 好雄君

閉議を省略した報告

一、去る二十九日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
日本国に対する合衆國艦艇の貨物に關する協定の批准について承認を求めるの件
一、去る二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
國の經營する企業に勤務する職員に給与等に関する特例法
小型自動車路走法の一部を改正する法律

北海道における國有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律
出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律
証券取引法の一部を改正する法律
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する臨時措置法
教育公務員特例法の一部を改正する法律

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法
臨海振興法
輸出水産物の振興に関する法律
鹽虎鹿鹿肉採取權取法の一部を改正する法律

一、去る二十九日芥川参議院事務局長から大池事務局長宛、参議院は裁判官彈劾裁判所裁判員中山福藏君の辭任を許可し、その補欠として橋見義男君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、去る二十九日芥川参議院事務局長から大池事務局長宛、参議院は参議院兩院法規委員會委員竹下豐次君の辭任による補欠として井野碩哉君を選任した旨の通知書を受領した。

一、去る二十九日本院議長は、地方制度調査會の委員に次の十人を推薦し、その旨内閣に通知した。
齋尾 弘吉君 前尾繁三郎君
赤城 宗徳君 田中伊三次君
山本 正一君 松本 徳二君
館林三喜男君 阿部 五郎君
武藤連十郎君 門司 亮君
一、去る二十九日人事院總裁渡井清君から堤議長宛、一般職の職員に給与に關する法律第二條第三号及び第六号の規定による勤務地手当の支給地域の区分に關する勧告を受領した。

一、昨三十日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
保安工業合理化及び保安輸出調整臨時措置法
学校給食法
一、昨三十日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は国会の会期を六月三日まで三日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る二十八日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
法務委員 三木 武夫君
大蔵委員 堀下 泰江君
厚生委員 山田 春江君
水産委員 荒木萬壽夫君
運輸委員 山口丈太郎君
労働委員 島上善五郎君
推廉 三郎君
建設委員 有田 二郎君
一、去る二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 山下 春江君
大蔵委員 有田 二郎君
厚生委員 三木 武夫君
水産委員 推廉 三郎君
運輸委員 島上善五郎君
労働委員 荒木萬壽夫君
建設委員 山口丈太郎君
堀川 恭平君
一、去る二十九日常任委員會において、次の通り理事を補欠選任した。

大蔵委員會 理事 坊 秀男君(理事坊秀男君去る二十七日委員辭任につきその補欠)
郵政委員會 理事 濱地 文平君(理事大上司君去る三月十二日委員辭任につきその補欠)
理事 大高 康君(理事大高康君去る二十日委員辭任につきその補欠)

一、去る二十九日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
外務委員 坊 秀男君
大蔵委員 宮原幸三郎君
厚生委員 庄司 一郎君

運輸委員 竹谷源太郎君
郵政委員 片山 哲君
予算委員 辻原 弘市君
議院運営委員 殿田 良作君
田嶋 好文君
前田榮之助君
圖書館運営委員 鳩山 一郎君
一、去る二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員 宮原幸三郎君
大蔵委員 坊 秀男君
厚生委員 鳩山 一郎君
運輸委員 片山 哲君
郵政委員 竹谷源太郎君
予算委員 三鍋 義三君
議院運営委員 岡村石衛門君
岡村利右衛門君
吉武 惠市君
長 正路君
圖書館運営委員 庄司 一郎君
一、去る二十九日議員から提出した議案は次の通りである。

中小企業法の危機打開に關する決議案(大西順夫君外二十三名提出)
一、去る二十九日委員會に付託された議案は次の通りである。
國有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に關する特例法案(伊藤卯四郎君外六十三名提出 衆法第四七号)

大蔵委員會 付託
精神衛生法の一部を改正する法律案(岩崎一郎君外十二名提出 衆法第四九号)
一、去る二十九日議員から次の議案は委員會の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
中小企業法の危機打開に關する決議案 大西順夫君外二十三名

一、去る二十九日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
奄美群島復興特別措置法案
一、去る二十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
昭和二十九年五月の北海道東南海域暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に關する特別措置法案
日本中央競馬會法案

昭和二十九年四月における凍害害の被害農家に対する資金の融通に關する特別措置法案
一、去る二十九日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
國有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に關する特例法案(伊藤卯四郎君外六十三名提出)
宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(村岡官親君外十六名提出)
精神衛生法の一部を改正する法律案(岩崎一郎君外十二名提出)

一、去る二十九日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。
自転車競技法等の臨時特例に關する法律案
一、去る二十九日次の本院提出案(参議院回付)に對する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
輸出水産物の振興に關する法律案
一、去る二十九日次の内閣提出案(参議院回付)に對する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案
臨海振興法案

